

環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

原単位データ検証・運用規程

制定：平成 27 年 5 月 1 日

文書管理番号：CR-05-01

一般社団法人産業環境管理協会

第1章 概要

(規程の目的)

第1条 本規程は、一般社団法人産業環境管理協会（以下「協会」という。）が実施する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム（以下「CFPプログラム」という。）」において利用する原単位のデータの検証・確認等の運用について定める。

(原単位データの種類)

第2条 すべてのカーボンフットプリント（以下「CFP」という。）検証申請事業者が利用でき、基本データ検証判断基準に基づき、当該検証に合格した原単位データを、基本データという。

- ② 基本データを補完するため、利用可能データ確認判断基準に基づき、妥当性が確認された原単位データを、利用可能データという。

(基本データ要求事項)

第3条 基本データの要求事項は、「基本データに関する要求事項」に定める。

(利用可能データ要求事項)

第4条 利用可能データの要求事項は、「利用可能データに関する要求事項」に定める。

(基本データ検証判断基準)

第5条 基本データを評価し登録するための判断基準は、「基本データ検証判断基準」に定める。

(利用可能データ確認判断基準)

第6条 利用可能データを評価し登録するための判断基準は、「利用可能データ確認判断基準」に定める。

(原単位データ検証手順)

第7条 原単位データを評価し登録するための手順は、「原単位データ検証手順」に定める。

第2章 基本データの検証

(基本データの検証申請)

第8条 基本データ登録希望事業者は、カーボンフットプリント基本データ登録申請書(以下、「基本データ申請書」という。)を協会に提出する。

(基本データの検証)

第9条 原単位データ検証員は基本データの検証を行う。原単位レビューパネルは原単位データ検証員の検証結果を基に確認を行い、最終合否判定を行う。

(基本データの検証結果通知)

第10条 協会は、基本データの検証結果を登録希望事業者に通知する。

(基本データの公開範囲)

第11条 協会は、原単位レビューパネルの検証を合格した基本データを、協会が管理するCFPウェブサイトを通じて公開する。公開する基本データには、下記項目が含まれるものとする。

- ・ 製品の種類、分類、名称、単位
- ・ GHG排出量
- ・ 情報源
- ・ 原単位のシステム境界
- ・ 検証時期

第3章 利用可能データの確認

(利用可能データの登録申請)

第12条 利用可能データ登録希望事業者は、CFP利用可能データ登録申請書（以下、「利用可能データ申請書」という。）を協会に提出し、協会は、当該利用可能データを確認する。

(利用可能データの確認結果通知)

第13条 協会は、利用可能データ登録希望事業者に確認結果を通知する。

(利用可能データの公表範囲)

第14条 協会は、基準への合致が確認された利用可能データを、CFP ウェブサイトを通じて公開する。公開する利用可能データには、下記項目が含まれるものとする。

- ・ 製品の種類、分類、名称、単位
 - ・ 情報源もしくはデータベース名
 - ・ 確認時期
 - ・ 原単位のシステム境界
- ② 利用可能データ登録希望事業者は、前項に加え、下記項目を公開することが望ましい。
- ・ GHG排出量

第4章 運用

(基本・利用可能データの利用)

第15条 CFP宣言希望事業者等は、基本・利用可能データをCFP算定に利用することができる。ただし、利用可能データの場合、第14条に示す項目がすべて公開されているか、公開されていない場合は自ら該当するデータベースの使用ライセンスを得るなど独自の方法で同項目の情報を入手することができた場合のみ、当該利用可能データを利用することができる。

(基本・利用可能データの改訂時期)

第16条 各基準への合致が確認された原単位データについて、基本データは四半期に1回、利用可能データは随時、データ改訂にあわせて公開されるものとする。

(基本・利用可能データの改訂申請)

第17条 基本・利用可能データ登録事業者は、基本・利用可能データ改訂申請書を協会へ提出することで、基本・利用可能データの改訂申請をすることができる。

(協会による原単位データの変更要求)

第18条 協会が原単位データの変更が必要であると判断したときは、その旨を提言し、登録事業者に対し原単位データの変更を求めることができる。

② 原単位データが変更されたときは、CFPウェブサイトを通じて公開されるものとする。

(原単位データ登録の取り消し)

第19条 協会は、CFPプログラムの趣旨に適さない事実があることが判明した場合等に、原単位データの登録を取り消すことができる。

第5章 原単位レビューパネル

(原単位レビューパネルの設置)

第20条 協会は、基本データに関する要求事項の策定および基本データに関するレビュー結果の確認・最終判定を付託するため、原単位レビューパネルを設置する。パネルの事務処理等は、別途定める「原単位レビューパネル設置運営規程」による。

第21条 協会は、基本データの原単位データ検証に関する業務を付託するため、原単位レビューパネル委員の中から原単位データ検証員を選任する。

附則

本規程は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成 27 年 5 月 1 日	—	制定。 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧原単位データ検証・運用規程（R-05-02）について、新規文書管理番号（CR-05-01）で発行。